

校内弁当等販売契約書

使用許可人 沖縄県立具志川商業高等学校長を甲とし、弁当販売業者を乙とし、甲乙間において、次の条項により具志川商業高等学校校内弁当販売許可を締結する。契約期間は令和8年 月 日より令和9年3月31日とする。

- 第1条 甲は、その管理する任意の場所を乙に校内弁当販売の目的をもって使用させることを約する。
- 第2条 乙は、弁当の販売について、施設の利用及び生徒の指導等、全面的に甲の指示に従うものとする。
- 第3条 乙は、食品衛生法55条及び57条による営業許可書を受けたものでなければならない。
- 第4条 甲は、乙が契約書の条項に反するなど、学校教育上又は管理運営上必要と認めた場合、契約期間中であっても契約を解除することができる。契約解除に当たり、甲は乙に対して何の責任も負わない。
- 第5条 乙は、いつでも契約の解除を申し出ることができる。ただし、解除の日から20日前までに甲に通知しなければならない。
- 第6条 弁当販売の廃止に伴う契約解除については、甲は乙に対し事前に通告し、乙は甲に対し、その既得権の主張をしないものとする。
- 第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に委託又は譲渡又は担保に供してはならない。
- 第8条 乙は、弁当の製造販売に当たり安全衛生管理を徹底すること。乙の販売した弁当により食中毒等が発生した場合には、関係機関へ確実に報告する等の対応をとり、一切の責任を負うものとする。
- 第9条 乙は、自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除されても意義を申し立てないものとする。
- 第10条 乙は、机・椅子・日除け等販売業務に必要な備品は販売時間内に限って設置できるものとし、販売時間終了後は直ちに撤去しなければならない。
- 第11条 乙は、弁当販売業務にあたっては所轄の保健所の営業許可を受けるものとし、甲にその「営業許可証」及び食品営業賠償補償等を証する「保険加入証」等の写しをそれぞれ提出するものとする。
- 第12条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、この契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。
- 第13条 この契約の成立を証するために、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。
- 附 則 乙は、別に定める「弁当販売における厳守事項」を厳守しなければならない。

令和8年 月 日（ ）

甲： 所在地 〒904-2215 うるま市みどり町6丁目10番1号
学校名 沖縄県立具志川商業高等学校
電 話 972-7140・3287
校 長 新垣安之 印

乙： 所在地 〒
事業所
電 話
代表者